

平成30年5月17日(木)  
石井 苗子議員(維新)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

1問 今回の改正によって商法が平仮名になるということ  
だが、どうしてこんなに改正が遅れてしまったのか、  
なぜこれまで片仮名だけだったのか、法務当局に問う。

(答)

- 明治32年に片仮名・文語体として制定された商法については、これまで、平成17年の会社法制定の際に、第1編「総則」の規定や、第2編「商行為」のうち通則的な規定(注)を現代語化したほか、平成20年の保険法の制定により、保険関係の規定を現代語化した。
- 今回の改正は、これらに続いて、片仮名・文語体で表記されている商法の残りの規定の全てを現代語化するものである。現代語化の完了までに時間を見たのは、例えば、商法の分野でいえば、会社法や保険法分野等の数多くの喫緊の立法課題に優先的に取り組んできたためであるが、もっと早い時期に現代語化を終わらせるべきであったという御指摘については、重く受け止めたい。

(注) 具体的には、第2編第1章「総則」から第4章「匿名組合」まで(第501条から第542条まで)の規定である。

平成30年5月17日(木)  
石井 苗子議員(維新)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

2.問 荷送人に危険物に関する通知義務を課すことによつて、危険物を陸上運送する場合に割増運賃になり、実務に影響してコストアップになるという心配はないか、消費者負担になることはないか、法務当局に問う。

(答)

現行法の下においては、危険物に関する荷送人の通知義務を定めた規定はなく、個別の事案における具体的な事情の下で、  
信義則上、荷送人がそのような義務を負う場合があると解され  
るにとどまっている。

もっとも、現行法の下においても、一般に、危険物の運送を委託する荷送人は、その引渡しの前に、運送人に対し、その品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知するのが通常であるといわれている(注1)(注2)。

このため、改正法案により荷送人に危険物に関する通知義務が課されることとなつても、消費者の負担という点を含め、通常の実務的な運用自体はさほどは変わらないものと考えられ、運送人として新たな対応を要したり、運送賃の増減を招いたりするといった変化をもたらすものではないと考えている。

(注1) 標準宅配便運送約款の規定は、次のとおりである。

(危険品についての特則)

第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に明告し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記しなければなりません。

(荷送人の賠償責任)

第二十九条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかつたとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。

(注2) 標準引越運送約款の規定は、次のとおりである。

(引受拒絶)

#### 第四条

2 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。

二 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの

(荷物の種類及び性質の確認)

第八条 当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品(第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。)、壊れやすいもの(パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第二項において同じ。)、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷送人に求めます。

(荷送人又は荷受人等の賠償責任)

第二十九条 荷送人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつたとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りでありません。

平成30年5月17日(木)  
石井 苗子議員(維新)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

3問 衆議院法務委員会において、民事局長は、荷送人に  
よる危険物に関する通知は口頭でも良いと答弁してい  
たが、何か事故が起きたときの責任はどちらにかかる  
のか、法務当局に問う。

(答)

1 (委員御指摘のとおり、) 改正法案においては、新たに、  
荷送人に危険物に関する通知義務を課しているが、その通知  
の方式については、特段の限定をしていない。したがって、  
荷送人は、口頭で危険物に関する通知をすることによって、  
その通知義務を履行することも可能である。

2 危険物に関する通知義務違反によって事故が生じた場合には、通知義務に違反した荷送人は、運送人に生じた損害を賠償する責任を負うこととなる。

この場合には、運送人が荷送人に対して損害賠償請求をすることとなるが、その通知の有無が一つの争点となり得る。そこで、荷送人としても、このような紛争に備えて、実務上、書面で通知をするなど、確実な証明手段によることになるものと考えられる。

(参考) 平成30年4月18日衆議院法務委員会における小野瀬民事局長答弁(※速記録に基づくもの)

「御質問の危険物についての通知でございますが、この改正法によりましても、通知につきまして、特段の方法については規定はございません。したがいまして、この通知につきましては口頭あるいは書面によるということが、それは理論的にはいずれでも構わないということになりますけれども、恐らく実務的には書面とか、きちんとした形に残るようなもので通知されるものが想定されます。」

(参照条文) 改正法案

(危険物に関する通知義務)

第五百七十二条 荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。

平成30年5月17日(木)  
石井 苗子議員(維新)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

4問 ドローンによる運送について、商法の運送営業の規定の適用はあるのか、法務当局に問う。

(答)

1 ドローンによる運送は、ドローンを空中に飛行させて行うものであるから、陸上における運送や船舶による運送ではなく、航空運送に該当するかが問題となる。

この点について、改正法案では、航空運送とは、航空法第2条第1項に規定する航空機による物品又は旅客の運送をいうものとしている(新商法569条第4号)。そして、この航空運送の対象となる「航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機等をいい(航空法第2条第1項)、ドローン等の無人航空機は含まない(同条第22項)。したがって、ドローンによる運送については、商法の航空運送に関する規定も適用されない。

2 ドローンによる運送のような新たな運送形態については、輸送の安全の確保や事業の適正かつ合理的な運営等の観点から、どのような公法上の規律を設けるかという議論が不可欠であり、このような議論がないまま、商法上に新たな契約類型として規律することは相当でない。また、新たな運送形態については、諸外国における検討及び立法の在り方との調和も考慮する必要がある。

このため(、先ほど申し上げたとおり)、改正法案では、ドローンによる運送について、商法の運送営業に関する規律を適用することとはしなかったものである。

(参照条文)

改 正 案

現 行

第五百六十九条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 (略)

三 陸上運送 陸上における物品又は旅客の運送をいう。

三 海上運送 第六百八十四条に規定する船舶（第七百四十七条に規定する非航海船を含む。）による物品又は旅客の運送をいう。

四 航空運送 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機による物品又は旅客の運送をいう。

第五百六十九条 運送人トハ陸上又ハ湖川、港湾ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）  
(定義)

第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器をいう。

1 8 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

2 2 この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。

(対大臣・副大臣・政務官)  
5月17日(木)参・法務委

民事局 作成  
石井 苗子 議員(維新)

5問 ドローンを商法上に位置付けることを検討していくなど、国民のニーズを背景に考えて、今後も商法を改正していく必要があるのではないか、法務大臣に問う。

〔運送・海商関係〕

今回見直しを行った新商法第2編第8章「運送営業」及び第3編「海商」の規定については、委員御指摘のドローンを運送営業の規律の対象とするかどうかを含め、今後も必要に応じて社会経済の変化に対応させていくことが重要であると認識している。

法務省としては、取引社会に与える影響にも留意しながら、改正法案の施行後の状況を注視した上で、更なる法改正の要否等について検討してまいりたい。

〔その他の商法の規律について〕

また、今回の改正により、商法典は全て現代語化されることになるが、現代の社会は、急速に変化を遂げているため、商事の基本ルールを定める商法についても、社会の変化に的確に対応していくことが従来以上に求められている(注)。

そこで、法務省としては、今後、債権関係を中心と

する民法改正法など、関係法律の運用状況等も踏まえながら、運送・海商関係以外の商法の見直しについても検討してまいりたい。】

(注) 例えは、商法第502条の規定は、明治32年の制定当時から実質改正がされていないが、貸金業者による金銭の貸付けが商行為に掲げられていないことの合理性については、疑問を呈する見解がある。また、民法改正法により、商事法定利率及び商事消滅時効の規定が削除された後に、商行為となることの意義をどのように考えるべきかという議論もある。

【責任者：民事局 大野参事官 内線 █ 携帯 █】

平成30年5月17日(木)  
石井 苗子議員(維新)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

6問 社会的に電子化が進行しているが、今回の改正において、電子化に対応するという観点からの改正項目にはどのようなものがあるか、法務当局に問う。

(答)

1 (委員御指摘のとおり、) 現代の運送の実務においては、情報を提供するに当たり、電子メール等の電磁的方法が用いられることが少なくない。

そこで、改正法案においては、次のような改正(注)を行うこととしている。

2 送り状の電磁的方法による提供

まず、現行法上、荷送人は、運送人に対し、所定の事項を記載した送り状と呼ばれる書面を交付しなければならないとされているが(第571条第1項)，実務上は、送り状に関する情報が電子メール等により運送人に提供されることも少なくない。このことを踏まえ、改正法案では、運送人の承諾がある場合には、送り状の交付に代えて、電磁的方法による情報の提供を許容することとしている(新第571条第2項)。

3 海上運送状の電磁的方法による提供

このほか、改正法案では、海上運送状に関する規律を新設することとしているが、現行の実務上、海上運送においても、電子メール等を用いて運送人に所要の情報が提供されることも少なくない。そこで、海上運送状についても、相手方である荷送人又は傭船者の承諾がある場合には、その交付に代えて、電磁的方法による情報の提供を許容することとしている(新第770条第3項)。

(注) 本文のほか、次のような改正も行っている。すなわち、改正法案では、運送人が荷送人からの通知に従って船荷証券を作成する場合における当該通知について、電磁的方法によって行うことを許容することとしている（新第759条第1項）。

### （参照条文）改正法案

#### （送り状の交付義務等）

第五百七十二条 荷送人は、運送人の請求により、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「送り状」という。）を交付しなければならない。

- 一 運送品の種類
  - 二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
  - 三 荷造りの種類
  - 四 荷送人及び荷受人の氏名又は名称
  - 五 発送地及び到達地
- 2 前項の荷送人は、送り状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、送り状を交付したものとみなす。

#### （荷送人又は傭船者の通知）

第七百五十九条 前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項は、その事項につき荷送人又は傭船者の書面又は電磁的方法による通知があったときは、その通知に従って記載しなければならない。

- 2 前項の規定は、同項の通知が正確でないと信すべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適當な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場

合も、同様とする。

3 荷送人又は傭船者は、運送人に対し、第一項の通知が正確でないことによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第七百七十条 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。

2 海上運送状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第七百五十八条第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる事項（運送品の受取があった旨を記載した海上運送状にあっては、同項第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）

二 数通の海上運送状を作成したときは、その数

3 第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。

4 前三項の規定は、運送品について現に船荷証券が交付されているときは、適用しない。

平成30年5月17日(木)  
石井 苗子議員(維新)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

7問 荷送人に危険物に関する通知義務を課すことによつて、危険物を陸上運送する場合、危険物を運ぶために割増運賃になり、市場競争になるということはないか、法務当局に問う。

(答)

現行商法の下においては、危険物に関する荷送人の通知義務を定めた規定はなく、個別の事案における具体的な事情の下で、  
信義則上、荷送人がそのような義務を負う場合があると解され  
るにとどまっている。

6 もっとも、現行法の下においても、一般に、危険物の運送を委託する荷送人は、その引渡しの前に、運送人に対し、その品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知するのが通常であるといわれている(注1)(注2)。

このため、改正法案により荷送人に危険物に関する通知義務が課されることとなつても、通常の実務的な運用自体はさほどは変わらないものと考えられ、運送人として新たな対応を要したり、運送賃の増減を招いたりするといった変化をもたらすものではなく、市場競争にも影響を与えるものではないと考えている。

(注1) 標準宅配便運送約款の規定は、次のとおりである。

(危険品についての特則)

第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に明告し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記しなければなりません。

(荷送人の賠償責任)

第二十九条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかつたとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。

(注2) 標準引越運送約款の規定は、次のとおりである。

(引受拒絶)

#### 第四条

2 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。

二 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの

(荷物の種類及び性質の確認)

第八条 当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品(第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。), 壊れやすいもの(パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第二項において同じ。), 変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷送人に求めます。

(荷送人又は荷受人等の賠償責任)

第二十九条 荷送人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつたとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りでありません。

平成30年5月17日(木)  
石井 苗子議員(維新)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

8問 荷送人に危険物に関する通知義務を課すことによつて、危険物の運賃について標準約款に影響しない保障はあるか、法務当局に問う。

(答)

(先ほど申し上げたとおり、現行商法の下においても、一般に、危険物の運送を委託する荷送人は、その引渡しの前に、運送人に対し、その品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知するのが通常であるといわれており(注1)

(注2)、) 改正法案により荷送人に危険物に関する通知義務が課されることとなつても、通常の実務的な運用自体はさほどは変わらないものと考えられる。

運賃の額については、各運送人が定めるものであるため、改正法案によって御指摘のような影響が生じないかという点について確たることを申し上げることはできないが、基本的には、運送人として新たな対応を要したり、運送賃の増減を招いたりするといった変化をもたらすものではないと考えている。

(注1) 標準宅配便運送約款の規定は、次のとおりである。

(危険品についての特則)

第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に明告し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記しなければなりません。

(荷送人の賠償責任)

第二十九条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかつたとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。

(注2) 標準引越運送約款の規定は、次のとおりである。

(引受拒絶)

第四条

2 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。

二 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの

(荷物の種類及び性質の確認)

第八条 当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品(第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。), 壊れやすいもの(パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第二項において同じ。), 変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷送人に求めます。

(荷送人又は荷受人等の賠償責任)

第二十九条 荷送人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつたとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りでありません。

平成30年5月17日(木)  
石井 苗子議員(維新)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

9問 割増運賃を支払いたくないために危険物であることを黙っていた場合には、責任はどちらにあり、罰則はどうなるのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 荷送人が割増運賃を支払いたくないために危険物であることを黙っていたというような御質問の事例の場合には、荷送人は(、先ほど申し上げた)、危険物に関する通知義務を故意に怠ったということができる。そのため、荷送人は、運送契約上の債務不履行責任を負い、危険物に関する通知義務を故意に怠ったことにより運送人に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 これに対し、改正法案では、荷送人が危険物に関する通知義務を怠った場合の罰則規定は、定めていない。そのため、荷送人が改正法案に基づく危険物に関する通知義務を怠ったとしても、そのことにより罰則が科されるということはない。もつとも、例えば、毒物及び劇物取締法、危険物船舶運送及び貯蔵規則等の公法上、危険物に関する通知義務等に違反した荷送人に対する罰則規定が設けられていることがある。そのため、荷送人がこれらの公法上の危険物に関する通知義務等に違反した場合には、その罰則規定により罰則が科せられることがある。

(参考条文)

- 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)  
(運搬等についての技術上の基準等)

第十六条 保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。

○ 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）  
(荷送人の通知義務)

第四十条の六 毒物又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によつて運搬する場合で、当該運搬を他に委託するときは、その荷送人は、運送人に対し、あらかじめ、当該毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、厚生労働省令で定める数量以下の毒物又は劇物を運搬する場合は、この限りでない。

(罰則)

第四十条の八 第四十条の二第一項から第五項まで、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項又は前条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）  
(危険物明細書)

第十七条 危険物の荷送人は、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定によりコンテナ危険物明細書又は自動車等危険物明細書を提出する場合を除き、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した危険物明細書を船舶所有者又は船長（危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて、船舶所有者が収納する場合は、船舶所有者に限る。次条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 荷送人の氏名又は名称及び住所
- 二 荷受人の氏名又は名称及び住所
- 三 危険物明細書を作成し、又は船舶所有者若しくは船長に提出した年月日
- 四 危険物の国連番号、品名、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級
- 五 個数及び質量又は容積
- 六 その他告示で定める事項

第三百九十四条 危険物の荷送人が、次の各号のいずれかに該当すると

きは、二十万円以下の罰金に処する。

五 第十七条の危険物明細書を船舶所有者若しくは船長に提出せず、又はこれに虚偽の記載をして船舶所有者若しくは船長に提出したとき。

○ 火薬類取締法 (昭和二十五年法律第百四十九号)

(運搬)

第十九条 火薬類を運搬しようとする場合は、その荷送人(他に運搬を委託しないで運搬する場合にあつては、その者)は、内閣府令で定めるところにより、その旨を出発地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書(以下「運搬証明書」という。)の交付を受けなければならない。ただし、船舶又は航空機のみにより火薬類を運搬する場合及び内閣府令で定める数量以下の火薬類を運搬する場合は、この限りでない。

2 都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、運搬の日時、通路若しくは方法又は運搬される火薬類の性状若しくは積載方法について、必要な指示をすることができる。

第六十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 虚偽の届出をして、第十九条第一項の運搬証明書の交付を受けた者

平成30年5月17日(木)  
石井 苗子議員(維新)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

10問 商法は一般的な法律であるというが、安全な運送のために必要な情報とは、具体的にはどのような情報を出せば良いのか、法務当局に問う。

(答)

改正法案では、荷送人は、運送品が危険性を有するものであるときは、運送人に対し、運送品が危険性を有する旨及び運送品の品名、性質その他の運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないとしている(新商法第572条)。

○このような危険物の通知義務の対象となる事項のうち「安全な運送に必要な情報」の具体例としては、例示されている運送品の品名、性質のほか、事故の際に講じなければならない応急の措置の内容、隔離区分(すなわち、同一の船舶に品名の異なる複数の危険物を積載する場合における両者の隔離の方法・程度)、容器等級(すなわち、危険性の程度によって3つに区分される容器の等級)等が挙げられる。

(参考条文)

○ 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)

(荷送人の通知義務)

○第四十条の六 毒物又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によつて運搬する場合で、当該運搬を他に委託するときは、その荷送人は、運送人に対し、あらかじめ、当該毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、厚生労働省令で定める数量以下の毒物又は劇物を運搬する場合は、この限りでない。

○ 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)  
(危険物明細書)

第十七条 危険物の荷送人は、第三十条第一項又は第三十五条第一項の

規定によりコンテナ危険物明細書又は自動車等危険物明細書を提出する場合を除き、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した危険物明細書を船舶所有者又は船長（危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて、船舶所有者が収納する場合は、船舶所有者に限る。次条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 荷送人の氏名又は名称及び住所
- 二 荷受人の氏名又は名称及び住所
- 三 危険物明細書を作成し、又は船舶所有者若しくは船長に提出した年月日
- 四 危険物の国連番号、品名；等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級
- 五 個数及び質量又は容積
- 六 その他告示で定める事項  
(危険物等の隔離)

第二十一条 同一の船舶に品名の異なる危険物を積載する場合は、告示で定める基準により隔離しなければならない。

※別添の別表第1及び第14参照